

倉吉市障がい者プラン
第 6 期倉吉市障がい福祉計画・第 2 期倉吉市障がい児福祉計画 概要

1 倉吉市障がい者プランと、障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは
<p>○障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく、本市における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた「倉吉市障がい者計画」</p> <p>○障害者総合支援法第 88 条に基づく、本市がすすめる障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業提供体制確保に関する「倉吉市障がい福祉計画」</p> <p>○児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく、本市がすすめる障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画「倉吉市障がい児福祉計画」</p> <p>3つの計画を包含する一体的な計画として「倉吉市障がい者プラン」を策定。</p>
2 プランの期間
<p>○「倉吉市障がい者計画」は、平成 27 年度から令和 5 年度までの 9 年間。</p> <p>○「倉吉市障がい福祉計画（第 6 期）」は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間。</p> <p>○「倉吉市障がい児福祉計画（第 2 期）」は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間。</p>
3 プランの目標
<p>○障がいのある人の社会参加や自己実現を阻んでいる社会的な障壁を除去し、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して生活でき、互いに人格と個性を尊重し合いながら、相互理解を深め、支え合うことができる「共に生きる地域社会の構築」を目指します。</p>
4 第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画策定に係る国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ○ 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施 ○ 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労の支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ○ 地域共生社会の実現に向けた取組 ○ 障がい児の健やかな育成のための発達支援 ○ 障がい福祉人材の確保 ○ 障がい者の社会参加を支える取組
5 計画の数値目標達成のための取組み
<p>※①～⑦までは国の指針による目標、⑧は市独自目標。</p> <p>①福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設に入所している障がいのある人で、地域で生活が可能な人は地域移行に向けて、居住場所の確保や必要な障害福祉サービスの調整を行うなど、関係機関と連携し、必要な支援を行います。 <p>②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、中部市町、自立支援協議会、保健、医療、福祉、司法等関係機関と、圏域での設置に向けて検討をすすめていきます。 <p>③地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点等の機能の充実に向けた検証・検討を実施します。 <p>④福祉施設から一般就労への移行促進</p>

- ・福祉施設で働いている障がいのある人が一般の企業等で働くことができるように、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所等の就労の関係機関とともに考えていきます。

⑤障がい児支援の提供体制の整備

- ・中部圏域自立支援協議会内の部会を協議の場とし、県、各圏域と連携しながら、支援体制を構築します。

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を実施します。

⑦障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- ・事業所等と情報共有する場を設置し、サービス等の質の向上を図ります。

⑧情報バリアフリー化の推進 ※市独自

- ・聴覚障がい、音声または、言語機能に障がいのある人の社会参加の促進、市民の理解の促進、手話の普及などについての協議の場を設置し、手話言語条例の制定に向けた検討を行います。

6 障がい福祉サービスの見込量等

○障害福祉サービスや相談支援が、いつでも必要な時に受けられるようにサービスの量の見込みと確保の計画をつくります。見込量については、前年度までの実績等を勘案し、設定します。

- ・訪問系サービス
 - 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援
- ・居住系サービス
 - 自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援
- ・日中活動系サービス
 - 生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A・B、就労定着支援
- ・相談支援
 - 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
- ・障害児通所支援・障害児相談支援
 - 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援
- ・障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備
- ・発達障がい者等に対する支援
 - ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ピアサポート活動

7 地域生活支援事業の見込量等

○地域生活支援事業が、いつでも必要な時に受けられるようにサービスの量の見込みと確保の計画をつくります。見込量については、前年度までの実績等を勘案し、設定します。

- ・相談支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・意志疎通支援事業
- ・手話奉仕員養成事業
- ・日常生活用具の給付事業
- ・移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス等